

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会
指導医制度施行細則

第1条 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会（以下「本会」という）認定制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、本会指導医に関して同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

第2条 規則第7条における指導医の認定は、次の各号に該当する者であって、認定審議委員会の審査で可否を判定し、理事会の議決を経て行う。

- (1) 本会認定医であること。
 - (2) 本会認定医取得後、7年以上の学会歴を有していること。
 - (3) 指導医にふさわしい業績を有すること。
 - (4) 本会指導医1名の推薦があること。
 - (5) 本会の禁煙宣言に賛同する非喫煙者であること。
 - (6) 本会認定審議委員会の業務に協力できること。
2. 指導医審査については別に審査施行細則を定める。
3. ただし、特定非営利活動法人日本歯周病学会歯周病指導医を取得している本会会員で、特別に認定審議委員会が推薦し、本会指導医の責務を果たせると理事会が認めた者に関しては、第2条1項の(1)(2)の要件はこれを免除する。
4. また令和6年6月17日から令和9年3月31日までを暫定期間とし、1項の(2)は5年以上とする。

第3条 規則第8条により指導医と認定された者は、あらかじめ指導医登録料を納付しなければ、指導医認定証の交付を受けることができない。

第4条 指導医の認定更新を申請しようとする者は、手数料を添え指導医更新申請書と指導医研修記録簿を認定審議委員会に提出しなければならない。

2. 指導医は、更新ごとに本会の主催する指導医講習会の受講（1回以上）を必須とする。
3. 指導医更新の申請は、更新時の1年前から行うことができる。

第5条 規則第15条における、指導医更新の生涯研修単位基準は、附表2に定める生涯研修単位の合計単位による。所定の研修単位は5年間でⅠに規定する研修会出席を60単位以上及びⅡ・Ⅲに規定する業績を20単位以上とする。

第6条 規則第15条に関し、止むを得ない理由で更新の申請ができないと認定審議委員会が認めた場合には、指導医資格の保全のため3年以内の更新期限の延長を認める。延長期限内に学会活動が困難だった理由を記した届けを添えて更新申請を行う。

第7条 規則第17条の規定により、指導医の資格を喪失した者であっても、喪失の事由が滅したときは再び認定を新規申請することができる。

第8条 この制度の施行に関わる諸手数料を次のように定める。

1. 指導医認定申請料 2万円
1. 指導医登録料 4万円
1. 指導医更新手数料 2万円

第9条 この細則の変更は理事会の議決を経て、総会での報告を必要とする。

附則

本施行細則は、平成15年6月28日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成18年6月17日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成19年4月1日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和元年6月22日より施行する。

更新時に満65歳に達した者は、認定期限が令和7年3月末までの場合に限り、指導医研修記録簿（様式6）の提出を免除する。

本施行細則は一部改正し、令和2年6月7日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和6年6月17日より施行する。